

保護者 各位

習志野市こども部こども保育課

【令和8年度】

幼稚園ご入園にあたっての給付認定に関する書類提出等について

平素より、習志野市保育行政にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、幼稚園へのご入園にあたり、無償化の対象となるには給付認定を受けていただく必要があります。対象者や提出書類等の詳細は次のとおりとなりますのでご確認ください、お通いになる幼稚園へ必要書類のご提出をお願いいたします。ご提出いただいた後、認定の確認が出来次第、給付認定通知書等を発行する予定です。

なお、当案内についてご不明な点等がございましたら、こども保育課までお問い合わせください。

1. 対象者等

(1) 新1号認定	
対象者	2ページの「保育を必要とする事由」に該当しない方
留意点等	申請する場合に、必要となる要件はありません。2ページの「保育を必要とする事由」に該当しない方は、こちらでご申請ください。 ※新1号認定を受けている場合でも、預かり保育を利用することは可能です。ただし、利用の際には費用がかかります。
(2) 新2・3号認定	
対象者	預かり保育等を利用する(予定含む)方のうち、2ページの「保育を必要とする事由」に該当する方
留意点等	申請する場合は、 <u>保護者全員</u> が2ページの「保育を必要とする事由」に該当することが必要です。

※満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間(プレ保育は対象外)については、市区町村民税が非課税世帯の場合のみ(2)で、それ以外の世帯は(1)でご申請ください。

【上表における用語について】

- ・「新1号認定」…「子育てのための施設等利用給付認定」の1号認定を指します。
- ・「新2・3号認定」…「子育てのための施設等利用給付認定」の2号・3号認定を指します。

保育を必要とする事由(給付認定を受けるための要件)		
	事由	条件等
①	就労	家庭内外問わず、月64時間以上仕事をしているため、児童の保育にあたれない。
②	出産の前後	母親が出産の前後であるため、児童の保育にあたれない。 (出産予定日の2か月前(多胎妊娠の場合は4か月前)の月初から、出産日から起算して57日目が属する月の末日までが対象となります。)
③	疾病または障がい	疾病、負傷、心身に障がいがあるために児童の保育にあたれない。
④	親族の介護・看護	親族に長期にわたる病人や、心身に障がいのある人がいて、常時その介護・看護をしているために児童の保育にあたれない。 ※別居親族の場合は、月64時間以上の介護・看護をしていること。
⑤	被災家庭	火災や風水害、地震などの災害復旧のために児童の保育にあたれない。
⑥	求職中	求職活動のため、児童の保育にあたれない。 (認定開始後、2か月以内に就労を開始することが条件となります。)
⑦	就学(※)	就学中や、技能習得のための通学をしているため、児童の保育にあたれない。(月64時間以上を満たしていることが条件になります。)
⑧	育児休業(継続入所)	下の子の育児休業中で、上の子が育児休業継続要件にて、既に認可保育施設等に通っていること。

※学校教育法に規定する学校等に在学、または職業能力開発促進法等に規定する職業能力開発施設等において職業訓練等を受けていること

2. 提出書類等

(1) 新1号認定を申請される方(◆が付いている書類は、原則、習志野市こども保育課の指定様式)

必要な書類			
共通	1	◆施設等利用給付認定・変更申請書(1号認定用)	
	2	◆提出書類確認票	
	3	マイナンバー確認書類の写し(保護者全員分)	
		いずれか①②③	①マイナンバーカード(両面)
			②個人番号の通知カード
			③個人番号記載の住民票の写し または 住民票記載事項証明書
保護者の本人確認書類(運転免許証・パスポート 等)の写し…②、③を提出する場合(5ページ参照)			
その他状況によって必要な書類			
保護者やお子様が外国籍の方		在留カード(表裏写し)、特別永住者証明書、 資格外活動許可証(写し) のいずれか一つ	
ひとり親家庭の場合		・ 戸籍謄本 または ・ 離婚受理証明書(後日、戸籍謄本の提出が必要)	

(2) 新2・3号認定を申請される方(◆が付いている書類は、習志野市こども保育課の指定様式)

必要な書類					
共通	1	◆施設等利用給付認定・変更申請書(2号・3号認定用)			
	2	◆提出書類確認票			
	3	マイナンバー確認書類の写し(保護者全員分)			
		いずれか①②③	①マイナンバーカード(両面)		
			②個人番号の通知カード		
			③個人番号記載の住民票の写し または 住民票記載事項証明書		
保護者の本人確認書類(運転免許証・パスポート 等)の写し…②、③を提出する場合(4ページ参照)					
父母ともに、いずれか一つ以上	4	児童を家庭で保育できないこと等を証明する各種証明書(保護者全員分)			
		①	就労	会社勤め(被雇用者)	就労証明書(国が定める標準的な様式)
				育児休業取得中 (入所後翌月10日までに復職)	1. 就労証明書(国が定める標準的な様式) 2. ◆育児休業後復職誓約書
				自営業	1. 就労証明書(国が定める標準的な様式) 2. 自営業の実績確認ができる資料(いずれか一つ) …確定申告書(写)、個人事業の開業届出書(写)、 商業・法人登記履歴事項全部証明書(写) 等
				内職	1. 就労証明書(国が定める標準的な様式) 2. 契約書の写し
				採用内定有り	就労証明書(国が定める標準的な様式) (初月の就労時間が64時間以上の場合のみ)
		②	出産前後		出産(予定)児の母子手帳の予定日ページの写し
		③	疾病 または 障がい		◆医師の診断書 または 障害者手帳等(※)の写し
		④	親族の介護・看護		1. ◆介護・看護を受ける親族の診断書 または 障害者手帳等(※)の写し 2. ◆介護・看護状況調査票
		⑤	被災家庭		罹災証明書 等
		⑥	求職活動中		書類の提出は必要ありません。
		⑦	就 学		1. 在学(受講)証明書(学生証等)または合格(受講決定)通知書の写し 2. カリキュラムの写し
		⑧	育児休業継続		1. 就労証明書(国が定める標準的な様式) 2. ◆保育施設等利用証明書 3. ◆育児休業に伴う継続利用申込書
	その他状況によって必要となる書類				
保護者やお子様が外国籍の方		在留カード(表裏写し)、特別永住者証明書、資格外活動許可証(写し)のうち いずれか一つ			
ひとり親家庭の場合		・戸籍謄本 または ・離婚受理証明書(後日、戸籍謄本の提出が必要)			

※ 障害者手帳等…身体障害者手帳(手帳1～4級)、精神障害者保健福祉手帳(1～3級)、療育手帳(A・B-1・B-2)、
介護保険被保険者証(要介護1～5)

<②又は③の申請をされる方の注意点>

- ・提出書類のうち、各種申請書については児童1人につき1部ずつ、その他の書類は兄弟姉妹で1部ご用意ください。(各種申請書については、兄弟姉妹で記載内容が重複する部分をコピーで代用可能です。)
- ・各種給付認定・変更申請書及び就労証明書等については、それぞれワード形式、エクセル形式の様式を、市ホームページからダウンロードできます。
- ・「児童を家庭で保育できないこと等を証明する各種証明書」は、直近6か月以内に取得した証明書を以前にこども保育課に提出しており、その後内容に変更がなければ省略できることがあります。詳細は、お問い合わせください。
- ・勤務先が複数ある場合は、それぞれの勤務先の就労証明書をご提出ください。
- ・ご提出いただいた書類は返却できません。控えが必要な場合は、提出前にコピーをお取りください。
- ・各種証明書の証明内容については、発行元に問い合わせる場合がありますので、ご了承ください。
- ・書類提出後、状況に変更があった場合は、早急に変更後の書類を提出してください。

(3) 個人番号(マイナンバー)確認書類および本人確認書類提出書類について

- ・顔写真付きの個人番号(マイナンバー)カードをお持ちの方は、その写し(両面)をご提出ください。
- ・マイナンバー確認書類等は、A4サイズの用紙に両面コピーをした上で、ご提出ください。
- ・顔写真付きの個人番号(マイナンバー)カードをお持ちでない方は、下表に記載の【A】+【B】の書類をご提出ください。

【A】個人番号確認書類	【B】本人確認書類	
	顔写真付き身分証明書(1点で可)	その他本人確認書類(2点必要)
☐ 通知カード ※1 (記載された氏名、住所等が住民票に記載された事項と一致している場合のみ。【B】本人確認書類が必要) ☐ 個人番号が記載された住民票等 (【B】本人確認書類が必要)	☐ 運転免許証 ☐ パスポート ☐ 身体障害者手帳 ☐ 精神障害者保健福祉手帳 ☐ 療育手帳 ☐ 在留カードまたは特別永住者証明書 ☐ その他官公署発行の顔写真付き身分証明書等で氏名、生年月日および住所の記載があるもの	☐ 公的医療保険の被保険者証 ※2 ☐ 年金手帳 ※3 ☐ 児童扶養手当証書または特別児童扶養手当証書 ☐ 介護保険被保険者証 ☐ その他官公署からの発行書類で氏名および生年月日または住所の記載があるもの

●すべての確認書類について、住所変更等の裏面記載がある場合は両面の写しをご提出ください。

【※1】 個人番号の通知カードの発行は、令和2年5月25日に廃止されました。5月25日以降に住所、氏名等に変更がある場合は、通知カードを個人番号確認書類として使用することはできません。

【※2】 国民健康保険被保険者証をお持ちの方は令和7年8月1日以降、社会保険被保険者証をお持ちの方は令和7年12月2日以降は、各保険者が新たに発行する「資格確認書」の写しをご提出ください。
 なお、写しを取った後、保険者(被保険者)等番号および記号・番号は黒塗りしてください。

【※3】 年金手帳の発行は、令和4年4月1日に廃止されました。同年4月1日以降に発行された基礎年金番号通知書は、本人確認書類として使用することができません。

(4) 提出期限・提出先

① 令和8年4月に入園希望の方

ア. 提出期限：令和7年12月19日(金)

イ. 提出先：習志野市こども保育課(郵送または窓口への持参)

② 令和8年度の年度途中に入園希望の方

ア. 提出期限：原則、入園日の1週間前まで

イ. 提出先：習志野市こども保育課(郵送または窓口への持参)

※郵送の場合には、必ず簡易書留等(追跡可能な方法)でお送りください。

<提出の際の共通の注意点>

- 提出書類に不足や不備があった場合は、こども保育課から保護者の方にご連絡いたします。不足となっていた書類の準備が整いましたら、こども保育課へ改めてご提出ください。
(郵送の場合には、必ず簡易書留等(追跡可能な方法)でお送りください。)
- 入園日以降に申請があった場合は、認定開始日が入園日ではなく、原則、申請日(不足書類がある場合は書類が揃った日)以降となりますのでご注意ください。

<令和8年4月に入園希望の場合の注意点>

- 原則として、提出期限内でのご提出をお願いいたします。
- 転居等の理由により、提出期限以降に入園を希望される場合は、書類一式が揃いましたら、こども保育課へ至急ご提出ください。

<お問い合わせ先>

〒275-8601 習志野市鷺沼2丁目1番1号
習志野市こども部こども保育課 入所・入園係
電話番号:047-453-5511(直通)